

第27回アジア太平洋特別支援教育国際セミナー 日本代表報告

地域に根ざした学校 ―連携を紡ぐ。コミュニティーの再構築―

松村 勘由 ・ 横尾 俊

(教育研修情報部)

(教育研修情報部)

要旨：障害のある子どもにとって、地域社会の有り方は重要である。また、共生社会を実現するための学校教育の役割は大きい。学校は、地域の中核の一つとして、地域のシステムと協働し、障害のある子どもを支えていくための地域社会の礎となるように、その教育的な機能を一層充実させていくことが必要である。この報告において、我が国の障害のある子どもを支える学校と地域社会の連携の在り方を報告した。

キーワード：特別支援教育 学校経営 地域社会 地域資源

1 はじめに

我が国は、これまでに、行政による様々な制度やシステムを築いてきた。

地域社会の在り方も、様々なニーズを地域住民が助け合う関係から、行政による地域のシステムとして充実させる方向を辿るようになっていく。

しかし、地域のそれぞれのシステムが単一の機能として、地域に分散し、ニーズに対応した行き届いたサービスに果たせない状況がある。障害のある子どもへの支援についても同様である。

こうした背景の中、障害のある子どもへの支援を充実させるために、学校、病院、療育機関など地域のシステムに関わる人たちが協働し、共に助け合う新たな地域社会の構築をめざす取組が試みられている。

このように、障害のある子どもを支える教育、福祉、医療、保健などの地域システムの連携の必要性が提起されている。

障害のある子どもにとって、地域社会の有り方は重要である。また、共生社会を実現するための学校教育の役割は大きい。

学校は、地域の中核の一つとして、地域のシステムと協働し、障害のある子どもを支えていくための地域社会の礎となるように、その教育的な機能を一層充実させていくことが必要である。

今、学校に求められていることは、地域に開かれた学校づくり、関係者間の連携で行うより協働的な学校づくりである。

2 地域社会と学校・子ども

子どもは、地域社会に生まれ、地域社会に育ち、地域社会を支えていく。

子どもは、地域の学校で教え育まれ、大人になっていく。大人になった子どもも、また、自分の子どもの教育を学校に託していく。学校は、地域の教育を支え、また、地域によって支えられながら、地域に生きる人たちの世代を繋いでいく。

(1) 学校制度と地域社会

我が国の学校教育は、近代国家の草創期に国の教育制度の基となった学制発布（1872年）から130年余りの歴史を辿っている。太平洋戦争の終結以後、教育の民主化政策の中で、教育委員会の仕組みが整備され、中央集権から地方分権による教育制度への歩みを辿ってきたが、いずれの時代にあっても、地域によって支えられ、地域の教育の場として機能してきた。

(2) 学校と地域

学校は、子どもたちの学びの場であるとともに、地域の人たちの集いの場でもあった。運動会、学芸会、展覧会など行事を通し、学校は、地域のスポーツ・文化の中心としての役割も担ってきた。

子どもは、地域社会の形成者として大切にされ、地域社会は、子ども達を教え育み、その営みは、時代を越え、次の世代に受け継がれ、学校は、地域の教育・文化の中心に位置付いてきたといえる。

3 障害者施策の基本と教育

国の障害者対策に関する基本計画（平成14年12月24日に策定された新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画―新障害者プラン―）では、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を掲げ、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指すとしている。

また、国は、障害者のための基本施策に関する基本的事項を障害者基本法（平成16年6月改正）に定め、すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられること、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことなどの理念を示し、この理念を実現するための教育の役割について、国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと、国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならないこと、国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならないことなどを定めた。

このような背景の中で、障害のある子どもの教育の理念と制度の見直しが行われた。

4 障害のある子どもの教育の理念と制度の転換

障害のある子どもの教育は、これまでの障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う特殊教育から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育へと理念の転換を図り、その制度の整備を順次進めてきた。

（1）障害のある子どもの教育の理念

平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、特別支援教育について、「障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る。」と説明されて、その理念の下で障害のある子どもの教育制度改革が実施された。

（2）障害のある子どもの教育の制度

平成19年4月には、学校教育法が改正され、これまでの特殊教育から特別支援教育への制度の転換が行われた。

小・中学校での障害のある子どもの教育が明確に位置付けられ、これまでの盲・聾・養護学校は、特別支援学校として、地域の障害のある子どもの教育に関するセンター的機能を担うこととされた。

5 特別支援教育を支える仕組み

平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「特別支援教育とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。」としている。

また、特別支援教育を支えるために、次のような仕組みが示されている。

（1）一人一人の教育的ニーズに対応するための「個別の教育支援計画」の策定

個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒を生涯にわたって支援する視点から、一人一人のニーズを把握して、教育、医療、福祉等の関係機関の関係者、保護者の連携による適切な教育的支援を効果的に行うため策定する。

（2）校内外の関係者をつなぐ「特別支援教育コーディネーター」の指名

特別支援教育コーディネーターは、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口として、校内の関係者や関係機関との連携協力の強化を図るためのものである。

（3）地域の関係機関との連携を推進する「特別支援連携協議会」等の設置

特別支援連携協議会は、一定規模の地域毎に、特別支援学校や小・中学校、医療・福祉機関等の専門機関が連携協力し、地域全体で支援するための教育や福祉等を含めた部局横断型の組織である。

特別支援教育は、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害を含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育を校内外の資源を活用し、学校職員のチームワークと地域機関のネットワークで行う教育であるといえる。

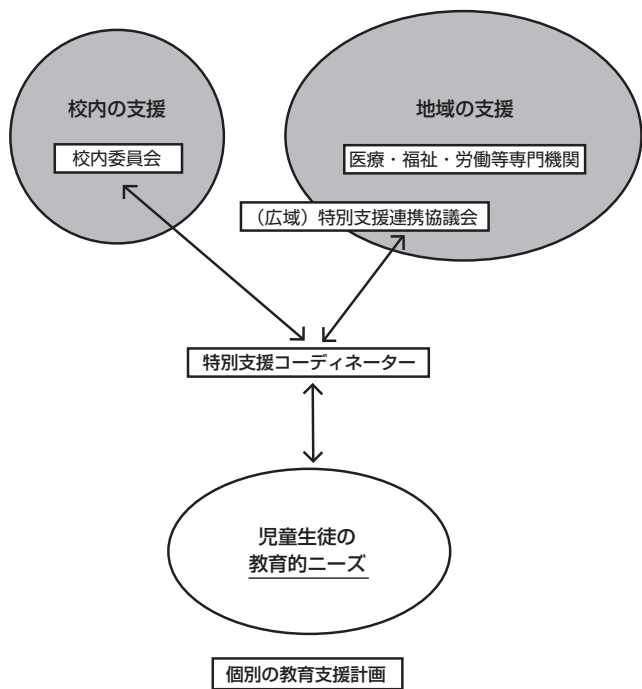


図1 特別支援教育を支える仕組み

6 特別支援教育体制の進捗

国は、平成15年度より、特別支援教育体制の整備を進めてきた。

各小・中学校に特別支援教育を進めるための校内委員会を設置すること、また、特別支援教育コーディネーターを指名することを進め、平成19年度には、ほとんどの学校でこれらの仕組みが作られている。

各都道府県では、障害に関わる判断や教育的対応についての専門的な意見を提示するなどの役割を担う専門家チームの設置や対象となる児童生徒や学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する助言、校内の支援体制づくりへの助言などを担う巡回相談員の委嘱を行ってきた。

また、市区町村では、各小・中学校で、障害のある子どもやその学級を支える介助員や学習支援員を配置するなど、障害のある子どもへの支援を行うための取組を行ってきた。

特別支援学校では、地域の特別支援教育に関するセンター的機能を担うことが明確に位置付けられ、小・中学校等の教員への支援、小・中学校等の教員に対する研修協力、特別支援教育等に関する相談・情報提供、福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整などの取組が進められている。

また、各小・中学校に設置されている特別支援学級や通級指導教室でも、発達障害を含む障害のある子どもの支援資源としての活用が進められている。

7 小・中学校での障害のある子どもの教育と校内支援体制の整備

小・中学校における障害のある子どもの教育は、これまで、通常の学級で留意して指導すること、小・中学校に設置された特別支援学級で特別の教育課程を編成して行うこと、通常の学級で指導を行いながら、障害の改善克服に必要な内容を通級指導教室で行うなどの取組が進められてきたが、これまでの取組に加えて、担当する教員だけでなく、校内の全教職員が協働して子どもへの指導支援を行うための校内支援体制の整備が進められている。

(1) 校内委員会の設置

校内における全体的な支援体制を実現するために設置されるのが校内委員会である。校内の関係職員で構成され、障害のある子どもなど特別な教育的支援が必要な子どもの実態把握、指導の手立てや支援策を検討、個別の指導計画や個別の教育支援計画を検討・作成、外部機関との連携や専門家チームや巡回相談員、介助員や学習支援員の活用の検討などの取組を行っている。

(2) 特別支援教育コーディネーターの指名

校内の関係者や関係機関との連携調整や保護者の連絡窓口となるのが特別支援教育コーディネーターである。

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、学級担任への支援、校内委員会の運営、校内研修会の企画、地域保護者への啓発など活動を通し、各学校での特別支援教育を推進する役割を担っている。

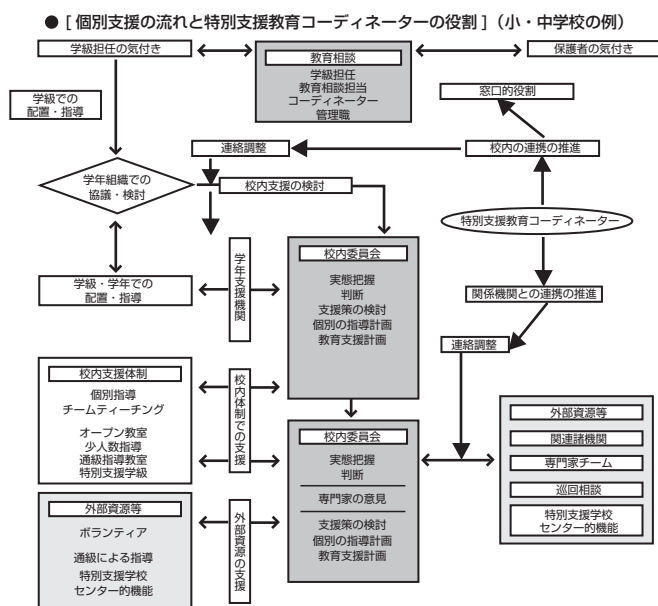


図2 特別支援教育コーディネーターの活動と役割

しかし、制度やシステムが整備される中で、それぞれの制度やシステムが単一の機能として、地域に分散し、必ずしも、行き届いた住民への支援機能を果たせないという状態がある。

こうした背景の中で、障害のある子どもへの支援を充実させるために、地域の教育、福祉、医療、保健などの機関相互の連携の必要性が提起されている。

A市の実践は、地域の支援システムが相互に繋がりが合い、障害のある子どもにも暮らしやすい町づくりを目指したものである。

地域のシステムに関わる人たちのそれぞれのネットワークを通して、地域に新たなコミュニティーをつくらうとする取組である。

特別支援教育の理念を実現するためには、学校が変わらなくてはならないと言われている。障害のあるなしに関わらず、地域に生まれ、地域に育ち、地域を支えていく子ども達を教え育む学校が、地域に開かれ、地域の人たちや地域の関係者とともに、より協働的な教育文化を構築していくことが必要である。

特別支援教育コーディネーターは、学校長の権限とリーダーシップの支えを受けながら、地域社会や地域資源と連携し、障害のある子どもたちを支えていくキーパーソンとしてその役割を期待されている。

10 まとめ

我が国は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指している。

障害のある子どもも、地域に生まれ、地域で生まれ、地域に支えられながら生きていく。

子どもは、地域社会の形成者として大切にされ、地域社会は、子ども達を教え育み、その営みは、時代を越え、次の世代に受け継がれ、学校は、地域の教育・文化の中心に位置付いてきた。

障害のある子どもにとって、地域社会の有り方は重要である。共生社会を実現するための学校教育の役割は大きい。

学校は、地域の中核の一つとして、地域のシステムと協働し、障害のある子どもを支えていくための地域社会の礎となるように、その教育的な機能を一層充実させていくことが必要である。

今、学校に求められていることは、地域に開かれた学校づくり、関係者間の連携で行うより協働的な学校づくりであると考える。

文献

- 1 国立特殊教育総合研究所：特別支援教育コーディネーター実践ガイド．2006
- 2 国立特殊教育総合研究所：平成16年度国立特殊教育総合研究所セミナー I 資料．2004

The 27th Asia -Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs

—Schools rooted in the Community, Developing Partnerships; Rebuilding the Community—

Kanyu Matsumura

(Department of Teacher Training and Information)

Shun Yokoo

(Department of Teacher Training and Information)

Summary

For children with disabilities, the role of the community is vital. School education also plays an important role in realizing an inclusive society. Schools need to enhance their educational functions so that they can be a platform for the local community to support these children while working in collaboration with local systems. Now schools are expected to make themselves more open to the community and more collaborative with other related parties. In this report, we will discuss how schools and the community can work together to support education for children with disabilities in Japan.

Key Words: Special needs education, School management, Community, Social resources